

## 檜枝岐村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年 3月26日

檜枝岐村農業委員会

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項に基づき、標記指針を下記のとおり定める。

### 記

#### 1. 遊休農地の解消について

- (1) 遊休農地の解消目標 0.2ha（年間）
- (2) 遊休農地解消のための具体的な方法
  - 遊休農地解消の必要性を農地所有者に説明する。
  - 地域特産農作物や景観作物の試験栽培・普及による解消を図る。

#### 2. 担い手への農地利用集積について

- (1) 農地利用集積面積の目標 0.2ha（年間）
- (2) 農地利用集積に向けた具体的な方法
  - 人・農地プランに位置づけられた担い手への農地集積推進を図る。

#### 3. 新規参入の促進について

- (1) 新規参入の促進目標 1経営体（年間）
- (2) 新規参入の促進に向けた具体的な方法
  - 新規就農者に対し、農地取得に向けた支援活動を行う。
  - 檜枝岐村と協力し、新規就農者のための圃場整備等を検討する。

#### 4. その他

本指針は3年ごとに見直しを行い、必要があればその都度見直しをすることができることとする。